

○所属長が指定すべき職（係）等の取扱い

について（昭和53年7月3日
岩警発第352号警察本部長）

〔沿革〕平成14年3月岩警第379号改正

各 部 長

各 所 属 長

各種訓令、通達等により所属長が指定（名）すべき職（係）等は広範多岐にわたり、取扱いの斉一を欠いていたので、これを改め、次により行い、警察事務の合理化と統一性を図ることとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 趣旨

各所属長は、所属職員の分掌配置を行うときは、岩手県警察組織規程（昭和49年岩手県警察本部訓令第3号）第18条により、「所属内配置簿」によつて命ずることとされているが、車両取扱責任者等各種訓令、通達等により所属長が所属職員の中から適任者を指定（名）すべきこととされている職（係）等（以下「所属長指定職等」という。）については、これによるか否か必ずしも明確にされていないため、各所属ともまちまちに運用されているのが現状である。

このため、各所属長がこれらの職等に従事すべきことを命じた場合は、別添「所属長指定職等一覧表」に氏名等必要事項を記入し、所属内配置簿と同一に取扱うこととし、警察事務の合理化と統一性を図ろうとするものである。

2 所属長指定職等一覧表の位置づけ

所属長指定職等一覧表は、所属内配置簿と同一のものと見なす。したがつて、同一一覧表は所属内配置簿につづり込み、同配置簿と一体性を保つようにしておくこと。

なお、所属長指定職等は、所属内配置報告の対象から除外することとするので、個々の通達等により報告すべきこととされているもの（指定職一覧表の中に明記）以外は、報告を要しない。

3 所属長指定職等一覧表の作成、配布

所属長指定職等一覧表は、本部警務課において作成の上、各所属に配布するものとする。したがつて本部各課等は、同一一覧表の内容に変更を生じた場合は警務課長に報告しなければならない。

別添（省略）